【６】学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定にあたっての基準に関すること

１．学修の評価について

学修の評価は、シラバスに記載されている評価方法（筆記試験、口述試験、レポート、論文、実技、出席状況等）、以下の履修及び試験に関する規程に基づいて科目担当教員が行います。

藍野大学短期大学部 履修及び試験に関する規程

第　１　章　　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、藍野大学短期大学部学則（以下「学則」という。）に基づき、藍野大学短期大学部の履修及び試験に関して必要な事項を定める。

第　２　章　　履　　修

（履修届）

第２条　学生は、授業を受講し、試験等を受験するに当たって短期大学部の定める期日に必ず「履修届」を提出するものとする。※専攻科（地域看護学専攻）の学生のみ。

（履修要件）

第３条　別表１及び２に掲げた履修要件がある科目については、その要件を満たしていない場合履修できない。

（配当年次以外での履修）

第４条　原則として、高学年配当科目の履修は認めない。

第　３　章　　試験及び評価

（成績の評価）

第５条　成績の評価は、科目担当者が試験により行う。ただし、授業科目により他の方法をもって試験に代える又は、試験と併用することができる。

２　評価は優（80 点以上）、良（80 点未満～70 点）、可（70 点未満～60 点）、不可（60 点未満）とする。

３　2019 年度入学生以降は、ＧＰＡ（Grade Point Average）による評価とする。

４　ＧＰＡの評価は、Ｓ（100 点～90 点）、Ａ（90 点未満～80 点）、Ｂ（80 点未満～70 点）、Ｃ（70 点未満～60 点）、Ｄ（60 点未満）の５段階とし、Ｓ～Ｃを合格とし、Ｄを不合格とする。また、欠席、受験資格なしの評価はＦ（対象外）とする。

５　ＧＰＡの算出方法は別表３のとおりとする。

６　試験以外の方法で評価する科目の場合においても、第８条に規定する条件を満たしていなければ、評価対象とはならない。

（試験の方法）

第６条　試験は筆記、口述、レポート、論文、実技等により行う。

（試験の種類）

第７条　試験の種類については次のとおりとする。

（１）定期試験：所定の授業科目の課程に応じて、前期末および後期末に行う試験

（２）終講試験：授業科目の終了後１ヶ月以内に、定期試験以外の日程で行われる試験

（３）追試験　：病気その他やむを得ない理由で、定期試験または終講試験を欠席した者に対して行われる試験

（４）再試験　：定期試験または終講試験を受験し不合格になった者等に対して、担当教員が必要と認めた場合に行われる試験
（５）単位認定試験：第５条第３項の評価方法で、ＧＰＡが１．５以上かつ年間のＤ評価科目が３単位以下である場合に、当該科目について当該年度末に行う試験

（受験資格）
第８条　次のすべての条件を満たしている者に受験資格が与えられる。受験資格がない者が試験を受けても無効になり、単位は与えられない。
（１）履修登録をしている者（専攻科のみ）。
（２）出席時間数が実質授業時間数の２／３以上であること。
（３）当該学期の授業料を納入していること。

（追試験の実施対象者）
第９条　追試験の実施理由は次のとおりとする。
（１）病気又は負傷のため受験できなかった者で医師の診断書を提出した者。
（２）忌引のため受験できなかった者。
（３）火災、風水害で受験できなかった者で被災証明書又は罹災証明書を提出した者。
（４）公共交通機関の遅延により受験できなかった者で遅延証明書を提出した者。
（５）その他やむをえない事由。

（追試験及び再試験の実施時期）
第 10 条　追試験及び再試験は、定期試験等実施後 30 日以内に行うこととする。
２　追試験願の提出期限は、当該科目試験日を含む４日以内を原則とする。
３　再試験願の提出期限は、試験結果発表日を含む３日以内とする。
４　再試験願提出時には、再試験料をあわせて納入しなければならない。

（追試験及び再試験の評価の扱い）
第 11 条　追試験の成績評価は、定期試験に準じて評価し、上限を 80 点としてこれを行う。
２　再試験の成績評価は、定期試験に準じて評価し、上限を 60 点としてこれを行う。

（不合格者の取扱い）
第 12 条　次の者は、次年度以降、新たに履修しなければ当該科目の開講時に実施する定期試験等を受験できない。
（１）2018 年度以前入学生は、定期試験・終講試験・追試験・再試験の未受験者または不合格者。
（２）2019 年度以降入学生は、定期試験・終講試験・追試験・再試験の未受験者または不合格者。ただし、単位認定試験合格者を除く。

（単位の認定）
第 13 条　試験に合格した科目の単位認定は、教授会の審議を経て学長が行う。ただし、所定の学費が納入されていない学生については、学長は単位認定を保留し学費の納入が確認され次第認定する。

（規程の改廃）
第 14 条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。
附　則

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2019 年 12 月 16 日から施行し、2019 年４月１日から適用する。

別表１

第一看護学科　履修要件のある科目と履修要件（平成２８年度入学生から適用）

科目名	履修要件
基礎看護学実習	看護学概論、基礎看護学方法論Ⅰ、基礎看護学方法論Ⅱ、基礎看護学方法論Ⅲ 以上の科目を履修していること
成人看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 成人看護学概論、成人看護学方法論Ⅰ、成人看護学方法論Ⅱ 以上の科目の単位を修得していること
老年看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 老年看護学概論、老年看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
小児看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 小児看護学概論、小児看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
母性看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 母性看護学概論、母性看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
精神看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 精神看護学概論、精神看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
在宅看護論実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ（臨地実習を除く） 以上の科目の単位を修得していること
統合実習	

別表２

第二看護学科　履修要件のある科目と履修要件

科目名	履修要件
基礎看護学実習Ⅰ	１年次に割り当てられた科目のうち、専門基礎分野の解剖生理学、生化学、病理学、薬理学、微生物学及び専門分野Ⅰの看護学概論Ⅰ、基礎看護学方法論Ⅰ～Ⅴ 以上の科目を履修していること。
基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅰの基礎看護学方法論Ⅷ、基礎看護学実習Ⅰの単位を修得していること。 専門分野Ⅰの基礎看護学方法論Ⅵ、Ⅶの科目を履修していること。
成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 老年看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護論実習	２年次までに割り当てられた科目の単位を全て修得していること。
統合実習	２年次までに割り当てられた科目の全てと専門分野Ⅰの看護学概論Ⅱ(看護研究を除く)の単位を修得していること。

別表３

成績評価とＧＰＡの算出方法

判定	評価	評点	１単位あたりのＧＰ
合格	S	９０点～１００点	4
	A	９０点未満～８０点	3
	B	８０点未満～７０点	2
	C	７０点未満～６０点	1
不合格	D	６０点未満	0
	F	対象外	0

ＧＰＡは、履修した科目毎の５段階評価（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）を４から０までのポイント（ＧＰ： Ｇｒａｄｅ Ｐｏｉｎｔ）に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修単位数の合計で割った平均点とする。

※2018 年度入学以前の学生の評価は以下のとおり（同規程第 5 条第 2 項）

２０１８年度入学生以前の学生		
成績評価	評点	判定
優	８０点以上	合格（単位認定）
良	８０点未満～７０点	
可	７０点未満～６０点	
不可	６０点未満	不合格（単位不認定）

２．藍野大学短期大学部　ディプロマ・ポリシー

藍野大学短期大学部では、医療や看護の十分な専門知識を身につけているのみならず、医療環境の変化に対応してゆくことのできる柔軟性を持ち、さらに教育理念にあるように「医やすばかりでなく慰める」ことができる人間性の豊かな医療人を育成することを目指しています。

具体的にはカリキュラムに従った学修の結果、以下の項目を満たし、かつ所定の単位を取得した者に対して卒業を認定します。

（１）看護師あるいは保健師として十分な専門知識と技能を身につけている。
（２）患者あるいは対象となる個人やその家族等と共感を持って接することができて、円滑なコミュニケーションをとることができる。
（３）社会人として、また医療人として豊かな人間性と高い倫理性を備えている。
（４）自己のスキルアップ、新しい知識の修得について意欲的であり、その方法について理解してい

る。
（５）修得した知見を他者に対して論理的に説明できる。

【第一看護学科】、【第二看護学科】
（１）チーム医療の一員として同僚や他職種の人と協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。
（２）医療・保健・福祉における社会資源の知識を持ち、活用方法を考えることで支援システムについて知ることができる。

【専攻科】
（１）地域の健康課題を明確にし、その課題解決に向けて計画・立案する方法を理解している。
（２）地域に存在する社会資源の把握及び活用方法を修得し、必要な支援システムや資源について考えることができる。
（３）公衆衛生看護の対象となる個人・家族・集団・組織に対して、対象別の実践方法を理解している。
（４）関係機関・関係職種との協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。

３．卒業・修了要件単位および取得可能な学位・免許等

（１）各学科の履修方法及び卒業・修了要件単位

【第一看護学科】

①履修方法

履 修 方 法	卒　業　の　要　件
基　礎　分　野	9 単位
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より 10 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 4 単位
専　門　分　野	47 単位
合　　計	70 単位

②卒業の要件

2 年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 70 単位を取得することを要する。

【第二看護学科】

①履修方法

履 修 方 法	卒　業　の　要　件
基　礎　分　野	15 単位
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より 15 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 6 単位
専　門　分　野	65 単位
合　　計	101 単位

②卒業の要件

3 年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 101 単位取得することを要する。

【専攻科（地域看護学専攻)】

①履修要件

履 修 方 法	修　了　の　要　件
専門教育科目	33 単位以上
修了要件単位	34 単位以上

②修了の要件

1 年以上在学し、所定の履修方法により 34 単位以上修得することを要する。

（２）取得可能な学位・免許等

本学では、卒業に必要な単位を修得することで、以下の資格が得られます。また、卒業と同時に、第一看護学科および第二看護学科では短期大学士（看護学）、専攻科では学士（看護学）*1の学位が授与されます。

①取得可能資格

学科	資格
第一看護学科	看護師国家試験受験資格、保健師学校受験資格、助産師学校受験資格
専攻科（地域看護学専攻）	保健師国家試験受験資格
第二看護学科	看護師国家試験受験資格、保健師学校受験資格、助産師学校受験資格

*1 「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構」の定める基礎資格を有する学生は、所定の単位を取得し、審査に合格すれば学士（看護学）を取得可能

②認定免許

学科	資格
専攻科（地域看護学専攻）	第一種衛生管理者*2、養護教諭二種免許*3

*2 保健師免許取得後、別途申請が必要

*3 所定単位の修得かつ保健師免許取得後、別途申請が必要

③関連資格

学科	資格
専攻科（地域看護学専攻）	メンタルヘルス・マネジメント®検定試験Ⅱ種・Ⅲ種*4

*4 メンタルヘルス・マネジメント®は大阪商工会議所の商標登録です。